

令和4年 第6回 時津町教育委員会の会議				
招集年月日	令和4年5月12日(木)			
招集の場所	時津町役場 本庁舎5階中会議室			
開・閉議日 時及び宣言	開 議	令和4年5月12日(木) 午後1時30分		
	閉 議	令和4年5月12日(木) 午後2時00分		
出欠委員の氏名 出席 5名 欠席 0名	職 名	氏 名	出 席	欠 席
	教育長職務代理者	吉田三知子	○	
	委 員	宮原 克也	○	
	委 員	天田 明香	○	
	委 員	川崎 孝敏	○	
	教育長	相川 節子	○	
事務局出席者	教育次長	帯山 保磨	社会教育課長	大工園徳隆
	学校教育課長	廣瀬 淳哉	教育総務課長	大宅 啓史
	学校教育相談員	山口由美子	教育総務課長補佐	前田 和彦
			教育総務課主事	前田眞由美
備 考				

会 議 日 程

開会・開議

日程第1 会議録の承認について（第5回）

日程第2 教育長報告

日程第3 報告第3号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

日程第4 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）

議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（省令主任等の発令について）

議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（時津町就学支援委員会委員の委嘱について）

議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（時津町教育委員会事務局職員人事について）

議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（時津町スポーツ推進委員の委嘱について）

議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（時津町放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱について）

閉議・閉会

○ 相川教育長

ただいまの出席委員は5名です。定足数に達しており、委員会は成立しておりますので、令和4年第6回時津町教育委員会の会議を開会いたします。

日程第1 会議録の承認について（第5回）

○ 相川教育長

日程第1、会議録の承認について（第5回）の件を議題といたします。

会議録につきましては、事前に皆さまのお手元に届けてあると思いますので、直ちに質疑に入りたいと思います。

会議録の内容につきまして、ご質問などありませんか。

無いようですので、令和4年第5回の会議録を承認することにご異議ありませんか。

（「なし。」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、令和4年第5回の会議録を承認することに決しました。

日程第2 教育長報告

○ 相川教育長

続きまして、日程第2、教育長報告を行います。

令和4年4月8日から令和4年5月7日までの行事等への参加について、ご報告いたします。

（別紙教育長報告に基づいて報告）

ただいまの報告に対し、ご質疑等はありませんか。

無いようですので、これで教育長報告を終了します。

日程第3 報告第3号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

○ 相川教育長

続きまして、日程第3、報告第3号、教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学についての報告を受けたいと思います。

お諮りします。本案は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。従って、本案は秘密会で議事進行することに決しました。
本案について、事務局の説明を求めます。
なお、報告案件は審議を行いませんので質疑のみ行います。

【秘密会により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第4 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）

○ 相川教育長

続きまして、日程第4、議案の審議等を行います。

議案第23号、専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）の件を議題とします。

お諮りします。議案第23号も、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。従って、議案第23号も秘密会で議事進行することに決しました。
議案第23号について、事務局の説明を求めます。

【秘密会により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第4 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（省令主任等の発令について）

○ 相川教育長

続きまして、議案第24号、専決処分の承認を求めることについて（省令主任等の発令について）の件を議題とします。

議案第24号について、事務局の説明を求めます。

○廣瀬学校教育課長

議案第24号、専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本件の、町立小中学校における「省令主任等」につきましては、令和4年3月31日の任期満了に伴い、令和4年4月1日で新たに発令する必要が生じましたが、教育委員会を招集する暇がありませんでしたので、同日付けで専決処分をさせていただいております。

本議案は同専決処分について、教育委員会の承認を得るため提出するものでございます。

発令者一覧につきましては、専決処分書の次ページにございますのでご覧ください。

なお、省令主任等は各学校から教務主任以下研究主任まで報告があったものについて発令しております。

以上で議案第24号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第24号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第24号、専決処分の承認を求めることについて（省令主任等の発令について）の件は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（時津町就学支援委員会委員の委嘱について）

○ 相川教育長

続きまして、議案第25号、専決処分の承認を求めることについて（時津町就学支援委員会委員の委嘱について）の件を議題とします。

議案第25号について、事務局の説明を求めます。

○廣瀬学校教育課長

議案第25号、専決処分の承認を求めることについて（時津町就学支援委員会委員の委嘱について）ご説明いたします。

本件の時津町就学支援委員会委員につきましては、令和4年3月31日の任期満了に伴い、令和4年4月1日で新たに委嘱する必要が生じましたが、教育委員会を招集する暇がありませんでしたので、同日付けで専決処分をさせていただいております。

本議案は、同専決処分について、教育委員会の承認を得るため提出するものであります。資料「令和4年度 時津町就学支援委員会」の一覧をご覧ください。

森 秀樹（もり ひでき）氏他19名の方に、令和4年4月1日から令和5年3月31日を任期として委員を委嘱するものです。

今回の委嘱にあたりましては、5名の方を新たに選任いたしております。

新たに選任されたのは、時津町就学支援委員会条例第3条第2項第1号委員の「学識経験者」として、ひまわり園園長の横田 聡子氏。時津町就学支援委員会条例第3条第2項第3号委員の「町立小中学校関係者」として、鳴鼓小学校長今井 大輔（いまい だいすけ）氏、時津小学校特別支援教育コーディネーター石橋 英子（いしばし えいこ）氏、時津北小学校特別支援教育コーディネーター吉永 直亮（よしなが なおあき）氏、時津東小学校指導教諭若杉 聡（わかすぎ さとし）氏。以上の方々でございます。

以上で議案第25号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第25号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第25号、専決処分の承認を求めることについて（時津町就学支援委員会委員の委嘱について）の件は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（時津町教育委員会事務局職員人事について）

○ 相川教育長

続きまして、議案第26号、専決処分の承認を求めることについて（時津町教育委員会事務局職員人事について）の件を議題とします。

議案第26号について、事務局の説明を求めます。

○ 大宅教育総務課長

議案第26号、専決処分の承認を求めることについて（時津町教育委員会事務局職員の人事について）ご説明いたします。

本議案につきましては、令和4年4月3日付けの人事につきまして、教育委員会を招集する暇がなく専決処分をいたしましたので、教育委員会の承認を得るため、この議案を提出するものです。

資料は、「教育委員会交付分（令和4年4月3日付）部分休業失効辞令」をご覧ください。

対象となる職員は、社会教育課に所属している尾崎 美幸（おざき みゆき）でございます。

尾崎 美幸につきましては、第一子が小学校に就学するまでの間、令和8年3月31日まで部分休業を承認しておりましたが、第二子の出産に伴い、産前休暇に入りましたので、部分休業の承認が失効したものでございます。

以上で説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第26号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第26号、専決処分の承認を求めることについて（時津町教育委員会事務局職員人事について）の件は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（時津町スポーツ推進委員の委嘱について）

○ 相川教育長

続きまして、議案第27号、専決処分の承認を求めることについて（時津町スポーツ推進委員の委嘱について）の件を議題とします。

議案第27号について、事務局の説明を求めます。

○ 大工園社会教育課長

議案第27号、時津町スポーツ推進委員の委嘱についてご説明いたします。

本町のスポーツ推進委員につきましては、昨年4月1日から令和5年3月31日までの2年間を任期として、20名の方について委嘱しておりますが、本年4月1日付けで教職員に異動があり、3名についてあらためて学校からの推薦を受けましたので、新たにご承認をい

ただくものです。

今回ご承認をいただく委員につきましては、番号15番の時津中学校浦馬場 裕也（うらばば ゆうや）先生と17番の時津小学校野中 昂輝（のなか こうき）先生と18番の時津北小学校宮崎 耀（みやざき よう）先生3名の方でございます。

なお、今回委嘱する3名の先生方の任期は、前任者の残任期間であります本年4月1日から令和5年3月31日までの1年間となります。

以上で、議案第27号の説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第27号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第27号、専決処分の承認を求めることについて（時津町スポーツ推進委員の委嘱について）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（時津町放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱について）

○ 相川教育長

続きまして、議案第28号、専決処分の承認を求めることについて（時津町放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱について）の件を議題とします。

議案第28号について、事務局の説明を求めます。

○ 大工園社会教育課長

議案第28号、専決処分の承認を求めることについて（時津町放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱について）ご説明いたします。

時津町放課後子ども教室運営委員会委員につきましては、令和4年4月1日から令和5年3月31日までを任期として、10名の方について教育委員会の承認をいただくものです。

今回ご承認をいただく委員につきましては、別紙名簿のとおりです。新たに委員に委嘱しましたのは、3番の太田 千賀子（おおた ちがこ）さんで、その他の委員は、再任となっております。

以上で、議案第28号の説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

○ 宮原教育委員

議案第28号の「提案理由」に「任期満了に伴う委嘱」とあるように、議案第25号、26号及び27号においても同じく「任期満了に伴う委嘱」と掲載していただければわかり易いと思います。

○ 大工園社会教育課長

わかりました。

○ 相川教育長

他にご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第28号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第28号、専決処分の承認を求めることについて(時津町放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱について)の件は、原案どおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和4年第6回時津町教育委員会会議を閉会します。